

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

### 【公告】

- 指定居宅介護支援の事業の廃止
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

長寿社会課

県民生活交通課

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
- 基本測量の実施

耕地課  
監理課

### 【人事委員会】

- 平成二十九年身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）等採用試験の実施

人事委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

そーる訪問看護ステーション

倉敷市真備町尾崎八二二一六

平成二十九年八月一日

◎岡山県告示第四百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

きたぞの薬局川崎店

津山市川崎一六六一四

平成二十九年七月三十一日

◎岡山県告示第四百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年八月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護支援センターはなや

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町高谷一五四四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社そよ風

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町高谷一五四四

三 廃止年月日

平成二十九年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三九〇〇一二九

五 サービスの種類

居宅介護支援

〔三五七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年八月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアサポートセンターひといろの実

三 代表者の氏名

藤田 健三

四 主たる事務所の所在地

倉敷市上富井八八

五 定款に記載された目的

この法人は、精神疾患をお持ちの方に対して地域で自立した自分らしい生活を営んでいくために必要な事業を行い、障がいを持つ持たないにかかわらず、すべての人々が尊厳をもって共に暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類、社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔三五八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区（農道整備立川））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区（農道整備立川））変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十九年八月十五日から同年九月五日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

〔三五九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 測量区域  | 岡山市、笠岡市、高梁市、倉敷市、瀬戸内市、和気郡和気町 |
| 測量の種類 | 基本測量（電子基準点現地調査）             |
| 測量期間  | 平成二十九年八月九日から同年十一月三十日まで      |

◎岡山県人事委員会公示第七号

平成二十九年身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年八月十五日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

| 試験区分          | 採用予定者数 | 主な勤務先及び職務内容  |
|---------------|--------|--|
| 岡山県職員（事務）     | 四名     | 知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。                                 |
| 市町村立小・中学校事務職員 | 二名     | 市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、事務に従事する。                                       |
| 岡山県警察行政職員     | 一名     | 警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。 |

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

- (1) 昭和六十二年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者
  - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 併願の可否

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

九の受験申込みの際に、岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員の一方の試験区分を第一志望と記載し、その他の試験区分を第二志望と記載することで、併せて受験の申込みをすることができる。なお、申込み後に志望順位を変更することはできない。

2 岡山県警察行政職員

その他の試験区分と併せて受験の申込みをすることはできない。

四 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

(2) 岡山県警察行政職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

ウ 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

2 第二次試験

- (1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員  
ア 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

イ 口述試験

個別面接により行う。

- (2) 岡山県警察行政職員

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

五 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

| 試験の期日             | 試験会場                        |
|-------------------|-----------------------------|
| 平成二十九年十月二十二日（日曜日） | 岡山市中区古京町一丁目七番三六号<br>岡山県庁分庁舎 |

2 第二次試験

| 試験の期日  | 試験会場                        |
|--|-----------------------------|
| 平成二十九年十一月二十五日（土曜日）<br>から同月二十七日（月曜日）までのうち<br>指定する日（第一次試験の合格者に対し<br>て、直接通知する。） | 岡山市中区古京町一丁目七番三六号<br>岡山県庁分庁舎 |

六 合格者の決定

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

第一次試験の合格者は、四 1 (1)アの教養試験の得点により試験区分共通で決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四 2 (1)の各試験種目の合計得点順に受験者の志望順位を考慮して試験区分ごとに決定する。ただし、第

一 志望とした試験区分で合格した者は、第二志望とした試験区分では不合格となる。

2 岡山県警察行政職員

第一次試験の合格者は、四1(2)の各試験種目の合計得点により決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四2(2)の試験種目の得点順に決定する。

七 合格者の発表

合格者の発表は、岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

| 区分    | 発表の期日            | 内容       |
|-------|------------------|----------|
| 第一次試験 | 平成二十九年十一月八日(水曜日) | 合格者の受験番号 |
| 第二次試験 | 平成二十九年十二月六日(水曜日) | 合格者の受験番号 |

八 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成二十九年四月採用者(新卒者)の給料月額は一五四、一〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

九 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局(岡山

市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、平成二十九年八月十五日（火曜日）から同年九月二十二日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十九年八月十五日（火曜日）から同年九月十五日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

十 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。

4 八1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。